

求職者向け

令和3年度

《北上市未就業者新規就業応援助成金》

未就業者の方が

「飲食物調理」や「接客・給仕」の職業に

6か月以上就業した場合

最大9万円

を支給します！

A 助成金の対象となる人

次のすべてに該当する方

- ▶北上市内に住所がある18歳以上の方
(大学生や専門学校生等の学生と自営業者は対象外です)
- ▶公共職業安定所から職業紹介を受けた日において雇用保険被保険者でないこと
- ▶公共職業安定所から職業紹介を受けた日において離職期間が1年を超えていること
(ただし、直近で就業していた職業が下記の対象となる職業以外の方又は60歳以上の方を除く)
- ▶市内中小企業で対象となる職業に6か月以上就業する見込みであること
- ▶これまで、就業したことがない企業であること
- ▶対象となる職業に就業した日が令和2年4月1日以降であること

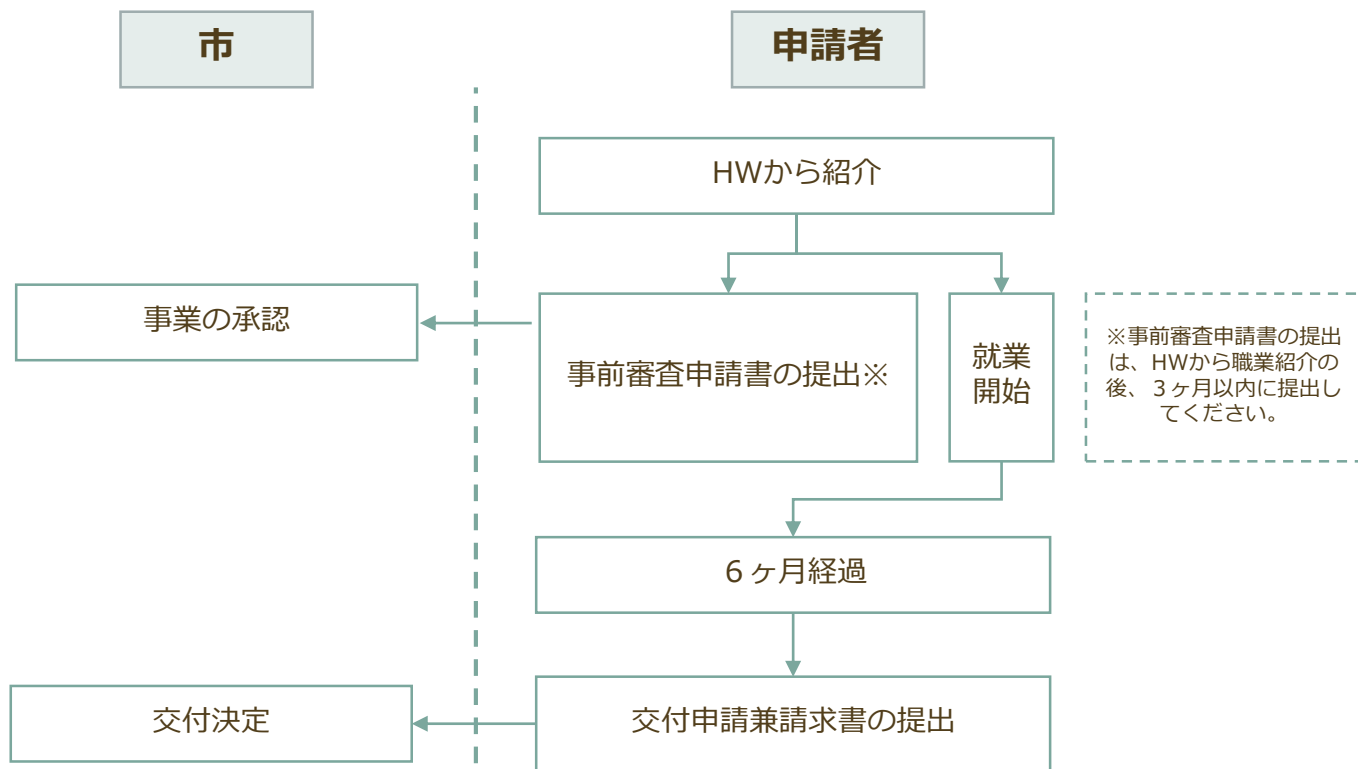
対象となる職業	職業の具体例
飲食物調理の職業	調理人、バーテンダー
接客・給仕の職業	レストラン店長、旅館・ホテル支配人、配ぜん人、ウエイター・ウエイトレス(飲食店ホール係)、旅館・ホテルのフロント係・接客係・客室係など

B 助成金の額

- 短時間労働者(※1) 3万円
 - 短時間労働者以外 6万円
- 女性又は60歳以上の場合は1.5倍の額

(※1) 短時間労働者とは… 1週間の所定労働時間が20時間以上かつ30時間未満の者をいいます。

C 申請手続き



D 提出書類

① 事前審査申請書の提出時

- 1 事前審査申請書（様式を市ホームページからダウンロードできます）
- 2 住民票又は運転免許証の写し
- 3 公共職業安定所の紹介状の写し
- 4 公共職業安定所から職業紹介を受けた日において、雇用保険被保険者でないことがわかる書類
（離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票など）
- 5 要綱に規定する助成対象者に該当することについての誓約書
（参考様式を市ホームページからダウンロードできます）

② 交付申請書兼請求書の提出時

- 1 交付申請書兼請求書（様式を市ホームページからダウンロードできます）
- 2 事業承認書の写し
- 3 6ヶ月以上勤務したことがわかる書類（出勤簿など）
- 4 雇用契約書の写し

【お問い合わせ先】

北上市商工部産業雇用支援課雇用対策係

T E L 0197-72-8243 F A X 0197-64-2171

E - mail sangyo@city.kitakami.iwate.jp

北上市HP

